

総務常任委員会会議録

令和7年1月6日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員
天利議長
欠席委員 茂内副委員長
説明者 三橋総務部長、青木人事課長、三澤副主幹、遠藤副主幹、赤崎主査
案 件
(付託議案)

1. 議案第6号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
2. 議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
3. 議案第8号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前10時55分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

なお、茂内副委員長なんですけれども、急遽というか、朝から多分体調がそれほど優れなかったと思うんですけど、ここで気分も優れないと、それから熱も出そうな感じがするというので欠席となりますので、ご了承願います。

本総務常任委員会の案件は、次第のとおり、付託議案3件となります。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順で進めてまいりますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第6号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 それでは、人事課所管の議案となります3件の議案の審査をお願いいたします。まずは、議案第6号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。青木人事課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、総務部人事課より、議案第6号 寒川町一般職の職員の給与に関する

条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、説明については、先ほど本会議の中で総務部長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、最初に令和6年人事院勧告の概要についてご説明させていただきます。勧告の骨子といたしましては、給料及び期末勤勉手当の改定に関するもの、それから地域手当の大きくくり化に関するもの、それとその他として扶養手当や管理職特別勤務手当に関するなど大きく3点ございますが、当議案提出に関連いたします給料及び期末勤勉手当の改定に関するものについて概略をご説明申し上げます。令和6年については、人事院が毎年4月から6月にかけて実施します民間給与実態調査の結果において、民間給与が公務員給与を2.76%、額にしまして1万1,183円上回っている状況があることから、その較差を解消するため、若年層に重要を置きつつ全ての職員を対象に月例給の俸給を引き上げるとともに、期末勤勉手当についても、期末手当及び勤勉手当の支給月を共に0.05月分、合わせて0.1月分の引上げを行うこととされております。具体的には、月例給については全階級を通した平均改定率が3.0%の増とされ、1級職員で11.1%の増、2級職員で7.6%の増とされております。また、大学卒業者の初任給については約12.1%、金額にしまして2万3,800円程度の増とされ、採用市場における競争力向上のため若年層に特に重要を置いた改定となっております。また、期末勤勉手当は、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月、合わせて0.1月引き上げ、現行の年間支給月数がある4.5月から4.6月とするよう勧告がなされております。なお、実施時期につきましては、月例給、ボーナス共に令和6年4月1日に遡及して実施することとされております。

以上が、令和6年人事院勧告における給与改定に関する概要でございます。当議案については、こうした勧告の内容を反映した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布、施行されたことを受けまして、当町におきましても、地方公務員法の規定に基づきまして国と同様の対応を行うため提案するものでございます。

それでは、続きまして、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料はファイル番号01議案第6号寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてをお開きいただきまして、33分の16ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第1条から第4条までの条立ての改正方法をとっております。改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になりますが、こちらは職員の期末手当及び勤勉手当の支給率と給料表を改正するものとなります。

【黒沢委員長】 暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前の部分から説明をお願いいたします。

青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、続きまして、条例改正の内容につきまして、改めまして新旧対照表でご説明いたしますので、資料はファイル番号01をお開きいただきまして、33分の16ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正については、第1条から第4条までの条立ての改正方法をとっております。

改正条例の第1条関係については、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になりますが、こちらは職員の期末手当及び勤勉手当の支給率と給料表を改正するものとなります。

最初に、第17条第2項の改正でございます。この規定は一般職の職員の期末手当の支給率を定めるもので、同項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」に改め、12月期の支給率を0.05月引き上げるものでございます。

次に、同条第3項は、第2項で規定いたしました一般職の期末手当の支給率を定年前再任用短時間勤務職員の支給率に読み替えるものでございますが、第2項で規定した一般職の12月期の支給率「100分の127.5」について、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする規定を加えまして、定年前再任用短時間勤務職員の12月期の期末手当支給率を0.025月引き上げるものでございます。

次に、第18条第2項第1号の改正でございます。この規定は、一般職の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給総額の上限を定めたもので、その算定に用いる支給率について改正するものでございます。同項第1号の改正は、一般職の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、現行規定の「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月期の支給率を0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、資料は33分の17ページ、第2号の改正になります。この規定は、一般職の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給総額の上限を規定するもので、現行規定の「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改め、12月期の支給率を0.025月引き上げるものでございます。これらの改正によりまして、一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給月数は4.5月から4.6月に、また定年前再任用短時間勤務職員の年間支給月数は2.35月から2.4月となります。

次に、別表第1及び別表第2の改正でございます。別表第1は、行政職給料表(1)、別表第2は、行政職給料表(2)の給料表を規定しているもので、資料の33分の22ページから27ページまでが行政職給料表(1)、それ以降が行政職給料表(2)の新旧対照表でございます。今回の人事院勧告に基づいた引上げに伴い改正するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料は戻りまして33分の17ページを改めてご覧ください。資料中段になります第2条関係としまして、先ほど同様寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。先ほどの第1条関係では、12月期の期末勤勉手当の支給率等を改正し、一般職では年間0.1月、定年前再任用短時間勤務職員では年間0.05月の引上げをそれぞれ規定したところですが、第2条関係は、令和7年度以降の6月期と12月期の期末勤勉手当の支給率の均衡を図るために行う改正となります。

最初に第17条第2項の改正は、先ほどの第1条関係で一般職の職員の12月期の期末手当の支給率を改めましたが、令和7年度以降の支給率を均等にするため6月期、12月期の区別なく支給率を「100分の125」に改めるものでございます。

次に、同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給率について、一般職の規定を読み替えるもので、こちらも令和7年度以降の支給率を均等にするため条文中の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率「100分の122.5」を「100分の125」に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の支給率への読替えとして「100分の70」に改めるものでございます。

次に、資料は33分の18ページをご覧ください。第18条第2項第1号の改正は、先ほどの第1条関係で定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月期の勤勉手当の支給率を改正いたしますので、令和7年度以降の支給率を均等にするため6月期、12月期の区別なく支給率を「100分の105」に改めるものでございます。

次の第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率について、こちらも支給率を均等にするため6月期、12月期の区別なく「100分の50」に改めるものでございます。

続きまして、第3条関係として、寒川町一般職の任用職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。最初に第7条第1項の改正は、高度の専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の給料表を改めるものでございます。

続きまして、資料は33分の19ページをご覧ください。次の第8条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率に関するもので、寒川町一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項で規定された一般職の期末手当の支給率を特定任期付職員の支給率に読み替えるものとなりますが、同項に規定した一般職の支給率「100分の127.5」について、「「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」する規定を加えるものでございます。

なお、現時点におきましては、特定任期付職員雇用の実績はございません。

続きまして、第4条関係として、こちらも寒川町一般職の任用職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。特定任期付職員については、現行制度では勤勉手当の支給はなく、業績手当により勤務実績を反映させておりましたが、今回の人事院勧告におきまして、特定任期付職員についても期末手当に加え、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当を支給し、業績手当を廃止することとされましたので、町でも同様の改正を行うとともに、期末勤勉手当の支給率について一般職の職員の給与に関する条例の読替規定について整理するための改正でございます。

資料は33分の19ページから20ページにかけてとなりますが、まず第7条第4項を削る改正と現行の第5項中業績手当に関する規定を削り、同項を第4項にする改正は、業績手当を廃止するための改正でございます。

次に、第8条第1項の改正は、一般職の職員の給与に関する条例の規定中、特定任期付職員には適用しない規定について勤勉手当の支給に伴い適用除外の規定を整理するものでございます。同条第2項の改正については、支給率の読替規定となります。一般職の職員の給与に関する条例の規定中、勤勉手当に関する規定を加えるとともに、先ほど第2条関係で改正した一般職の期末勤勉手当の支給率を読み替えるもので、同条例第17条第2項で規定した期末手当の支給率について「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、また第18条第2項第1号で規定した勤勉手当の支給率については、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と読み替えるものでございます。これにより特定任期付職員の期末勤勉手当は年間3.65月となります。

最後に、改正附則でございます。第1項では、施行期日として、この条例は、公布の日から施行することを定める一方で、第2条及び第4条の規定は、施行日を令和7年4月1日からとしております。

また、資料は33分の21ページになりますが、第2項では、期末勤勉手当の支給率や給料表の改正は令和6年4月1日に遡及して適用すること、さらに第3項では、改正前の規定による支給については、改

正後の規定による支給の内払いとみなすことを定めるものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
青木委員。

【青木委員】 人事院勧告で一般の会社だと1万1,183円上回っているということなんですけど、今回の改定でどのぐらい差が縮まるかということをお聞かせください。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 官民較差が1万1,183円あるということですので、この1万1,183円を埋めるための給与改定ということになりますので、幾ら縮まりますかというご質問については、1万1,183円程度縮まって民間と同様になるということでございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。差が縮まったということはいいことだと思います。あと1つ気になったことが、今回若年層に非常に重きを置いて上げていくということだったんですけど、初任給が2万3,800円上がるということを今おっしゃっていました。2万3,800円ということは、今働いている方、1年目とか2年目に入っている方との給与差というのがほとんど変わらないとなると、モチベーションが下がってくるんじゃないかなと気になってしょうがないんですけど、その辺の詳細をお聞かせください。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 確かにご説明の中で、初任給は2万3,800円というお話をさせていただきました。新しく入ってくる方に対して2万3,800円上げて、1年目、2年目の既に入っている人は上げませんよということではありませんので、全階級に当然給料を民間に合わせて上げていくということになります。なので、具体的に申し上げますと、例えば大学卒で入って半年後主事になりますけれども、主事級に関しては幅があって申し訳ないんですが、3,600円から2万2,000円の上げ幅があります。号給により改定額に幅があるので一概には言えませんが、2万円程度上がるイメージでおりますので、そういう意味では初任給が2万3,800円上がっても、1年目の職員も2万円上がるということになりますので、それほど大きな差はないのかなと思っております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 先ほど本会議場でも扶養手当に関しては、今回は改正はないというようなお話ではありましたが、今回の人事院勧告を見ますと、扶養手当に関して配偶者に係る手当は廃止で、子どもに係る手当は増額とあります。町の今回の一般職の職員の給与に関する条例を見ると、第7条辺りが恐らく扶養手当かなと思うんですが、これに関しては今回は触れないということですが、今後どういう見通しがあるのか、こちらでも扶養親族については1人当たり6,500円で、子どもについては1万円と定められていて、こちらに関して今後の見通しをお願いいたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 今ご質問いただきました扶養手当を含めまして、それ以外にも管理職員の特別勤

務手当の支給対象拡大なども人事院勧告には盛り込まれておりますので、こちらにつきましては、今後協議検討を重ねまして、3月の会議までにはご提案させていただく予定で進めたいと思っております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、引き続き、議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。引き続き青木人事課長からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、引き続き、議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。タブレット資料はファイル番号02議案第7号寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正をお開きいただきまして、6分の4ページの新旧対照表をご覧ください。当議案の改正につきましても、第1条から第4条までの条立ての改正方法をとっております。改正条例の第1条関係は、寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正になりますが、こちらは議会議員の期末手当の支給率を改正するものでございます。第5条第2項の改正については、現行の支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改め、0.1月引き上げるものでございます。

次は、第2条関係としまして、こちらも寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項の改正については、先ほどの第1条関係で期末手当の支給率について年間0.1月分の引上げを規定したところですが、令和7年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

続きまして、資料は6分の5ページをご覧ください。第3条関係は、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。こちらは特別職の期末手当の支給率を改正するものでございます。第4条第2項の改正については、現行の支給率「100分の207.5」を「100分の217.5」に改め、0.1月引き上げるものでございます。

続いて、第4条関係としまして、こちらも寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。第4条第2項の改正については、先ほどの第3条関係で期末手当の支給率について年間0.1月分の引上げを規定したところですが、令和7年度以降の6月期と12月期の支給率を均等にするため「100分の217.5」を「100分の212.5」に改めるものでございます。

次に、資料は6分の6ページ、最終ページになりますが、ご覧ください。最後に改正附則でございます。最初に第1項では、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行することを定める一方で、

第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行することとしております。また、第2項では、支給率の引上げは令和6年12月1日に遡及して適用すること、第3項では、改正前の規定により支給された期末手当は、それぞれ改正後の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず特別職に関しては、特別職の報酬審議会というものが開かれると思うんですけど、これに関しては今回開かれたのかどうか確認します。それと月数の関係なんですけど、1条では0.1月ということで、第2条では4月以降の分で0.05月ということで、単純に平均すると年間で0.1月の期末手当の改正ということによろしいのか確認します。

以上です。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 2点ご質問いただきました。まず1点目の報酬審議会は開催したのかどうかという部分でございます。結論から申し上げますと、開催はしておりません。理由といたしましては、寒川町特別職報酬等審議会の所掌事務については、議会の議員の議員報酬の額、または町長、副町長、もしくは教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとされておりまして、これに期末手当については所掌事項ではないということがございます。月額を報酬を上げる下げるということに関しましては、報酬審を開催することになりますけれども、期末手当のみでございましたので、今回は開催していないということになります。

それと、2点目の年間で0.1月分上がるのかというご質問については、おっしゃるとおり、0.1月分期末手当で上げるということになります。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。報酬審議会に関して、毎月の報酬、もしくは給料のために開かれるということで分かりました。今回の改定に関して、幾ら期末手当とはいえ、町民の方の理解が得られるのかなと心配があるところなんですけど、これに関して11月、12月で特別職、議員報酬の広報もたしかあったと思うんですけど、今後これに関して町としては広報をしていくのかどうかお伺いします。

【黒沢委員長】 以上でいいですか、質問は。答えられますか。議員の部分については、議会のホームページ等でも公表していくことになろうかなとは思いますが、特別職に関し何か考えがあればと思いますけども。

青木人事課長。

【青木人事課長】 公表については、しっかりやっつけていかなければならないものだと思っておりますので、ホームページ上ではしっかりと施行の後行っていきたいと考えております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 議員の期末手当を今回上げるということなんですけど、議員の報酬について過去10年に遡って何回議員報酬というのを上げてきたかということについて教えてください。

【黒沢委員長】 青木委員、報酬でよろしいんですか。報酬だと議案から大分外れちゃうと思うんですけど。

青木委員。

【青木委員】 期末手当です、すみません。

【黒沢委員長】 今の質問で、ここ最近というお話だったんですが、どこで切るかによっては、ここ10年でいいのですか。分かる範囲で答えていただければと思いますけども。

三澤副主幹。

【三澤副主幹】 平成元年の数字としまして4.35月となっておりますので、それ以降変わっていない、それ以前は確認がとれませんので、それ以降は変わっていないという状況になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第8号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 では、案件最後となります。寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。引き続き青木人事課長よりご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、議案第8号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。会計年度任用職員の給与については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の給料月額を基礎といたしまして、職務の内容や責任、職務遂行上必要な知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものとされております。

そこで会計年度任用職員には、条例で常勤職員と同様に2種類の給料表を設け、行政職給料表(1)では、常勤職員の行政職給料表(1)の1級及び2級の給料月額を、行政職給料表(2)は、常勤職員の行政職給料表(2)の1級の給料月額をそれぞれ規定しているところでございます。このたびは人事院勧告を踏まえまして常勤職員の給料表を改正することから、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料はファイル番号3議案第8号寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをお開きいただき、23分の15ページ新旧対照表をご覧ください。このたびの改正については、別表第1と別表第2の改正で、行政職給料表(1)と行政職給料表(2)の改正となります。

資料の23分の15ページから19ページの上段までが、行政職給料表(1)における1級及び2級の給料月

額を、会計年度任用職員の給料月額を常勤職員の行政職給料表(1)における1級及び2級の給料月額と同額に改正するものでございます。

また、23分の19ページ以降が、行政職給料表(2)における1級の給料月額を常勤職員の行政職給料表(2)の1級の給料月額と同額に改正するものでございます。

次に、資料は23分の23ページ、最終ページをご覧ください。最後に附則となりますが、第1項では、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することを定め、第2項では、給与の内払いとして、改正前の規定による支給については改正後の規定による支給の内払いとみなすことを定めるものでございます。

改正条例の条文はここまでとなりますが、会計年度任用職員の期末勤勉手当について若干補足をさせていただきます。会計年度任用職員の期末勤勉手当につきましては、本条例の第14条、第14条の2、第24条及び第24条の2において、寒川町一般職の職員の給与に関する条例第17条から第17条の3及び第18条の規定を準用することとなっております。今回この準用規定に改正はなく、議案となる改正条例の新旧対照表には記載がありませんが、先ほど議案第6号でご説明いたしました寒川町一般職の職員の給与に関する条例の改正内容がそのまま適用されますので、会計年度任用職員の期末勤勉手当についても一般職の職員と同様に改正がなされることとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回のこちらの改定に伴う影響額は、1年間でどれほどになるのかお知らせください。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 給与改定に伴いまして、会計年度任用職員の報酬等に係る影響額というご質問でございますが、金額といたしましては、2,053万9,000円ということになります。なお、対象者数については280名でございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですけれども、討論のための休憩はとりますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、このまま討論、採決に移ってまいります。

これより討論に入ります。議案第6号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第7号 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。

本条例案は、人事院勧告を受けた国の給与改定に準じ、寒川町議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を年間で0.1月引き上げるものですが、これに関しては、議員自らの期末手当を増額するような話は、今の社会情勢に鑑みても町民からの理解が得られるのか懸念があるところです。ということから反対といたします。

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 では、以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論はありませんか。初めに反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして総務常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前11時38分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和7年2月24日

委員長 黒沢 善行